

# 「緑の募金」団体緑化事業実施要領

公益社団法人 北海道森と緑の会

## 1 目的

この要領は、「緑の募金」の趣旨に賛同して積極的に募金活動を行っている団体等が行う緑化事業等の実施方法を定め、その業務の適正を図ることにより、緑化思想の普及啓発及び募金の成果向上に資することを目的とする。

## 2 事業の名称

この事業は、緑の募金団体緑化事業（以下、「団体緑化事業」という。）という。

## 3 団体緑化事業の内容

団体緑化事業の内容は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年5月8日法律第88号）（以下、「募金法」という。）第6条に基づき、森林の整備、公園、街路、学校その他の公共施設の緑化及び緑化思想の普及啓発とする。

## 4 緑化事業を行うことができる団体

緑化事業を行うことができる団体は、募金法の目的及び趣旨に賛同し、積極的に募金活動を行う団体等であって、公益社団法人北海道森と緑の会（以下、「森と緑の会」という。）の認定を受けたもの（以下、「募金協力団体」という。）とする。

## 5 緑の募金活動の還元

緑の募金活動を行った募金協力団体は、緑の募金活動による募金実績額から得た一定額を還元による預り金（以下、「還元預り金」という）とすることができる。

(1) 還元預り金の額は、緑の募金活動を行う募金協力団体ごとに、その募金実績額に0.65を乗じて得た額（100円未満切り捨てる）とする。

(2) 森と緑の会は募金協力団体に対し、還元預り金を確定し通知（別記様式1、還元預り金の確定通知）するものとする。

## 6 緑化等の事業計画

募金協力団体が還元預り金を活用して行う緑化等の事業は、次のことを基本として実施するものとする。

(1) 緑の募金団体緑化事業計画書（別記様式2、以下、「事業計画書」という。）を森と緑の会に提出することとする。

(2) 森と緑の会は、提出された事業計画書に対し、必要に応じて条件を付けることができるものとする。

## 7 緑化等の事業完了

募金協力団体は、緑化等の事業が完了したときは、速やかに緑の募金緑化事業完了報告書（別記様式3、以下、「完了報告書」という。）に完成写真、領収書、その他の関係書類を添えて、森と緑の会に提出するものとする。

## 8 標柱等の設置

協力団体は、緑化事業を実施した場所に次の事項を記入した標板又は標柱を設置するものとする。ただし、標板又は標柱の設置が適当でない事業はこの限りではない。

- (1) 施工名 令和○年度 緑の募金緑化事業
- (2) 施工者名 募金協力団体名及び（公益社団）北海道森と緑の会
- (3) 完成年月日 令和 年 月 日

## 9 還元金の支払

森と緑の会は、協力団体から提出された完了報告書を審査し、適当と認められるときは、還元預り金から支払うものとする。

## 10 還元預り金の返還請求

森と緑の会は、還元預り金が募金法に基づく緑化事業等以外に使ったことが判明したときは、支払の停止又はその返還を請求することができるものとする。

## 11 緑化事業の行わない協力団体の還元預り金

森と緑の会は、概ね3年以上緑化事業を行わない募金協力団体の還元預り金について、その募金協力団体の承諾を得て、「緑の募金実施要領」第12条(5)に定める緑の募金公募事業等の経費に充てることのできるものとする。